

飯南町小規模事業者経営改善資金等利子補給金制度概要

【目的】

町内事業者の経営の安定維持と発展に資することを目的に、資金繰対策として資金の借入れを行った事業者に対して利子の一部を補助します。

【対象者及び対象要件】

下記のいずれにも該当していること

- (1) 町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 飯南町商工会(以下「商工会」という。)の長の推薦を受け、第3条に掲げる資金の借入れを行った者
- (4) 新型コロナマル経融資及び新型コロナウイルス感染症対応資金の利用においては、直近1月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者を対象

【利子補給金の額】

資金名	資金用途	補助率	上限額	対象期間	支給方法
マル経融資	設備	2/3	10万円 (1年度あたり)	融資実行日の翌日から10年以内	各年度支払利息分を支給
新型コロナマル経融資	運転	10/10	10万円 (1年度あたり)	融資実行日の翌日から7年以内	
	設備			融資実行日の翌日から10年以内	
新型コロナウイルス感染症対応資金等 (※国コロナ特別貸付含む。借入限度額3,000万円まで)	運転	10/10		融資実行日の翌日から10年以内	
	設備				

※新型コロナ関連の資金を複数借り入れた場合の利子補給額は、法人(個人)単位の上限となります。

【申請書類】

- (1) 利子補給金交付申請書(様式1)
- (2) 町税滞納調査への同意書
- (3) 当該融資の支払額明細書
- (4) 商工会長発行の融資推薦書の写し

(※商工会を経由しない借入の場合でも、利子補給の申請時に商工会の推薦書の提出が必要となります。)

【報告義務】

翌年度から毎年、対象資金に関する融資額残高証明書及び請求書の提出が必須となります。※対象資金の借換え、条件変更等生じた場合には、必ず報告してください。

【その他】

国の新型コロナ対策事業「特別利子補給制度」「民間金融機関における実質無利子」等により利子補給を受けることができる場合は、4年目以降の利子が対象となります。ただし、本年度の申請は必要となります。

【お問い合わせ先】飯南町役場産業振興課 商工振興担当 0854-76-2214